

# ● 終身ガン治療保険プレミアムの保障内容

保険期間／保険料払込期間：終身  
お申込可能年齢：満6歳～満80歳  
保険料払込方法：月払／年払のいずれか  
お支払方法：口座振替／クレジットカード支払

<保険契約の責任開始期について>  
ガンに関する保障の責任開始期は、第1回保険料相当額のお払込みと告知がともに完了した日(保険期間の始期)を含めて91日目からとなります。ガンに関する保障の責任開始期前にガンと診断された場合には、ご契約は無効となり、保険金・給付金はお支払いできません。

主契約		自由設計プラン	バリュープラン	スタンダードプラン	フルサポートプラン	
主契約	<b>放射線治療給付金</b> ガンの治療を直接の目的として所定の放射線治療を受けられたとき 治療を受けられた月ごとに 回数無制限	1ヶ月につき <b>10万円から60万円</b> (5万円単位)	1ヶ月につき <b>10万円</b>	1ヶ月につき <b>20万円</b>	1ヶ月につき <b>20万円</b>	
	<b>抗がん剤・ホルモン剤治療給付金</b> ガンの治療を直接の目的として入院または通院をされ、公的医療保険制度の給付対象となる所定の抗がん剤またはホルモン剤の投与・処方を受けられたとき 投与・処方を受けられた月ごとに 回数無制限	1ヶ月につき <b>10万円から60万円</b> (5万円単位)	1ヶ月につき <b>10万円</b>	1ヶ月につき <b>20万円</b>	1ヶ月につき <b>20万円</b>	
<b>悪性新生物保険料払込免除※1</b> 初めてガン(悪性新生物)と診断確定されたら、以後の保険料の払込みは必要ありません		付加 / 付加しない	付加	付加	付加	
<b>ガン先進医療給付金※2※3</b> ガンの治療を目的として、所定の「先進医療による療養」を受けられたとき 回数無制限		付加 / 付加しない	所定の先進医療にかかる技術料と同額(通算2,000万円限度)			
<b>ガン先進医療支援給付金※2※3</b> ガン先進医療給付金の支払われる療養を受けられたとき ※同一の先進医療による療養について1回限度			一括で <b>15万円</b>	一括で <b>15万円</b>	一括で <b>15万円</b>	
<b>ガン診断給付金</b> 1回目 初めにガンと診断確定されたとき 2回目以降 前回のガン診断給付金のお支払事由に該当した日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、ガンの治療を直接の目的として入院されたとき 回数無制限		一括で <b>50万円から100万円</b> (10万円単位)	一括で <b>50万円</b>	一括で <b>50万円</b>	一括で <b>100万円</b>	
特約	<b>ガン通院給付金</b> ガンの治療を直接の目的として入院をされ、その入院前後の一定期間にガンの治療を目的として通院されたとき ※入院日の前日からその日を含めて遡及して60日以内の期間の通院 ※退院日の翌日からその日を含めて365日以内の期間の通院(退院後通院期間あたり120日まで)	1日につき <b>5,000円から3万円</b> (1,000円単位)	—	1日につき <b>5,000円</b>	1日につき <b>1万円</b>	
	<b>ガン入院給付金</b> ガンの治療を直接の目的として入院されたとき 日数無制限	1日につき <b>5,000円から3万円</b> (1,000円単位)	—	1日につき <b>5,000円</b>	1日につき <b>1万円</b>	
	<b>ガン手術給付金※4※5</b> ガンの治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき 回数無制限	1回につき <b>10万円から60万円</b> (5万円単位)	1回につき <b>10万円</b>	1回につき <b>10万円</b>	1回につき <b>10万円</b>	
	<b>ガン緩和療養給付金</b> ガンを直接の原因として入院または通院をされ、公的医療保険制度の給付対象となる所定のガン性疼痛緩和の所定の治療を受けられたとき等 ※所定の疼痛緩和薬にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院 ※緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される入院 ※通算12ヶ月限度	1ヶ月につき <b>10万円から60万円</b> (5万円単位)	—	—	1ヶ月につき <b>10万円</b>	
	<b>ガン診断後ストレス性疾病給付金</b> ガンと診断確定された後その日からその日を含めて5年を経過した日までに、5年以内に、所定のストレス性疾病※6を発病されたときと診断されたとき 1回のみ	<b>5万円 / 10万円</b>	—	—	<b>10万円</b>	
	上皮内新生物も同額保障					

※1 悪性新生物保険料払込免除では上皮内新生物は保障の対象外となります。それ以外の給付金については、上皮内新生物も保障の対象となります。  
 ※2 同一の被保険者において、当社の先進医療を保障する特約の複数加入はできません。  
 ※3 ガン先進医療給付金のお支払額が保険期間を通じて2,000万円に達した場合、【ガン先進医療特約(Z02)】(ガン先進医療給付金/ガン先進医療支援給付金)は消滅します。  
 ※4 ガン手術給付金のお支払いの対象となる手術は、所定の手術であることを要します。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。  
 ※5 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施されても手術料が1回のみ算定されることとなる手術については、1つの手術についてのみお支払いします。  
 ※6 所定のストレス性疾病とは統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害/気分[感情]障害/神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害/摂食障害/非器質性睡眠障害/胃潰瘍/十二指腸潰瘍/潰瘍性大腸炎/過敏性腸症候群/更年期障害をいいます。

⚠ 「先進医療による療養」について  
 ・「先進医療」とは、厚生労働大臣が定めた公的医療保険制度適用前の高度な医療技術をいいます。(最新の先進医療技術名および、実施している医療機関名については厚生労働省ホームページをご確認ください。)[療養]とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。  
 ・先進医療による療養は、厚生労働大臣が定める特定の病院または診療所で行われるものに限り、実施している医療機関に限ります。  
 ・ご契約日時時点で先進医療の対象であった医療技術でも、療養を受けた時点で公的医療保険制度の給付対象となっている場合や先進医療の対象外となってしまう場合、ガン先進医療給付金のお支払いはできません。